

亀山市告示第70号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和3年3月31日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11221
- 3 路線名 名越27号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 田村町字女ヶ坂1390番3地先
 - (2) 終点 田村町字女ヶ坂1363番19地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11222
- 3 路線名 名越28号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 田村町字女ヶ坂1390番15地先
 - (2) 終点 田村町字女ヶ坂1363番26地先
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21923

3 路線名 川合45号線

4 道路の区間

(1) 起点 川合町字八ツ八901番12地先

(2) 終点 川合町字八ツ八846番7地先

5 重要な経過地 なし

第4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21924

3 路線名 北鹿島10号線

4 道路の区間

(1) 起点 北鹿島町407番21地内

(2) 終点 北鹿島町407番21地内

5 重要な経過地 なし

第5

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21925

3 路線名 北鹿島11号線

4 道路の区間

(1) 起点 北鹿島町407番20地内

(2) 終点 北鹿島町407番20地内

5 重要な経過地 なし

第6

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21926

3 路線名 羽若39号線

4 道路の区間

(1) 起点 羽若町字大藪95番1地内

(2) 終点 羽若町字大藪95番1地内

5 重要な経過地 なし

第7

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21927

3 路線名 羽若40号線

4 道路の区間

(1) 起点 羽若町字大藪95番1地内

(2) 終点 羽若町字大藪95番1地内

5 重要な経過地 なし

第8

1 道路の種類 市道

2 路線番号 21928

3 路線名 野尻12号線

4 道路の区間

(1) 起点 布気町字角垣内140番1地内

(2) 終点 布気町字角垣内140番1地内

5 重要な経過地 なし